

# Rakuten Casa 重要事項説明書

**契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。**

本重要事項説明書は、楽天モバイル株式会社が提供する電波状況を改善するサービス[Rakuten Casa]をご利用いただく際に、注意が必要な重要事項をご説明するものです。

契約情報	氏名および住所:外箱添付の伝票に記載
サービスの内容	Rakuten Casa(フェムトセル基地局)
	品質:ご利用の指定接続回線がベストエフォート型の場合、通信の混雑状況やご利用環境等によって速度が低下することがあります。 緊急通報: Rakuten Casaを設置してから、または、当社の許可を得て Rakuten Casaの設置場所を変更してから約1時間は緊急通報が行えません。
料金	事務手数料3,000円(税込) 当社がRakuten Casaの設置完了を確認した後、3,000円相当分の楽天ポイントが還元されます。
契約変更・解約 その他のお問い合わせ先	楽天モバイル コミュニケーションセンター <a href="https://network.mobile.rakuten.co.jp/inquiry/">https://network.mobile.rakuten.co.jp/inquiry/</a> TEL 0800-805-0400(9:00~18:00/無休/通話料無料)
サービス提供開始の予定時期	Rakuten Casaの設置完了日
料金の支払方法・時期	料金はクレジットカードまたは口座振替による支払いとなり、設置契約締結日の翌月に請求いたします。 支払方法および支払時期はご契約のRakuten UN-LIMIT Vプランに準じます。

## サービスの概要

Rakuten Casaは、楽天モバイルサービスの電波状況改善を目的として、楽天モバイル株式会社(以下「当社」といいます)がRakuten Casa等を貸与し、電波状況を改善するサービスです。Rakuten Casaは当社が指定する電気通信回線(別表に定めるもの。以下「指定接続回線」といいます)と接続することで極小の通信サービスエリアを作り出すフェムトセル基地局となり、設置先である屋内の電波状況を改善します。

## お申し込みにあたって

- 1.Rakuten Casa設置契約を締結する前に、設置する環境の電波状況の調査を行うことがあります。当社の判断基準に基づき電波状況の改善が必要と判断され、かつ、Rakuten Casaの動作が可能と判断された場合に限り、お申し込みになれます。
- 2.Rakuten Casaを利用するには、指定接続回線が必要です。
- 3.Rakuten Casa設置契約を締結するには、楽天モバイル通信サービス契約が必要です。
- 4.Rakuten Casa設置契約の契約者名義および住所は、楽天モバイル通信サービス契約の契約者名義および住所と同一であることとします。
- 5.Rakuten Casa設置契約者と指定接続回線の契約者が異なる場合には、その指定接続回線でRakuten Casaを利用することについて、あらかじめ指定接続回線契約者から同意を得る必要があります。

## 未成年者のご利用について

未成年者の契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意のうえお申し込みいただきます。

### (1) 親権者同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が楽天モバイル株式会社と、Rakuten Casa設置規約に基づき設置契約を締結すること、Rakuten Casaの提供開始以降、各種手続きおよび電波法に基づく運用等を行うことについてあらかじめ同意します。

### (2) 親権者による申し込み代理時の同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、申込者(契約者)欄に記載されている者の申込代理人として、楽天モバイル株式会社に、Rakuten Casaの設置を申し込みます。また契約者本人が楽天モバイル株式会社と、Rakuten Casaの提供開始以降、各種手続きおよび電波法に基づく運用等を行うことについてあらかじめ同意します。

## Rakuten Casa設置について

- 1.設置場所となる建物に所有者その他利害関係人がいる場合、あらかじめ当該利害関係人から、設置に関する同意を得てください。
- 2.Rakuten Casaの設置にあたり、指定接続回線の導入を行う場合は、設置契約者の責任と費用において手配・実施いただきます。
- 3.Rakuten Casaの設置は、設置契約者にて行っていただきます。ただし、当社が別途必要と判断した場合には、当社にて行います。この場合、設置場所に立ち入ることをあらかじめ同意していただきます。
- 4.医療施設および引火性物質取扱施設(例:ガソリンスタンド等)には設置できません。ただし、当該医療施設または引火性物質取扱事業者が、当社所定の同意書を提出した場合はこの限りではありません。

## 費用について

楽天モバイルサービスの利用料金、指定接続回線の利用料金、電気料金に関しては設置契約者にご負担いただきます。

## 各種手続きについて

1. 楽天モバイル通信サービス契約を解約、一時中断、一時休止、譲渡、住所変更された場合は、Rakuten Casa設置契約の解約手続きが必要となります。Rakuten Casa設置契約者の楽天モバイル通信サービス契約が解約された場合に、ご家族等が同一場所にてRakuten Casaの継続利用を希望する場合は、Rakuten Casa設置契約者の変更を行ってください。
2. 指定接続回線を解約、住所変更、プラン変更、譲渡した場合、その他当社が必要と判断した場合には、Rakuten Casa設置契約の一時停止、変更または解約手続きが必要となります。
3. 上記1,2の変更・解約手続きが必要な場合およびその他の理由から解約を希望される場合は、速やかに当社窓口までご連絡ください。
4. 6カ月以上にわたりRakuten Casaを利用した通信が発生しない場合、Rakuten Casa設置契約を解除する場合があります。
5. Rakuten Casa等の撤去は設置契約者ご自身で行い、当社が定める期日までに返送してください。
6. Rakuten Casa設置契約が終了した場合、当社は終了理由を問わず、設置場所の原状回復義務を負わないものとします。
7. Rakuten Casa設置契約者が、当社より貸与を受けたRakuten Casa等を紛失した場合、契約終了後相当期間経過後も返却しなかった場合、違約金として20,000円(非課税)を請求することがあります。

## 制限事項

- 1.Rakuten Casaの利用には、楽天回線対応製品が必要です。
- 2.Rakuten Casaを設置した建物の構造や遮蔽物の存在によっては、同一建物内であっても電波が届かず、ご利用できない場合があります。同時に通信が可能な楽天モバイル携帯電話回線の数には上限があります。回線数を超える場合は楽天モバイル携帯電話のアンテナマークが表示されていてもご利用できない場合があります。また、指定接続回線の回線状況や、宅内機器構成および設置契約者のインターネット等使用状況により、Rakuten Casaを利用した通信に通話のとぎれやデータ通信の速度低下が発生する場合があります。
- 3.通信中に移動し、Rakuten Casaの電波圏外となった場合、当該通信は切断されることがあります。
- 4.当社はRakuten Casaのメンテナンスやファームウェアアップデートのため、遠隔で操作、配信、再起動を行う場合があります。再起動した場合は10分程度通信ができない状態になります。事前に当社のウェブサイト等でお知らせいたしますが、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 5.Rakuten Casaからの電波が設置場所の屋外や近隣に届いている場合、そこにいる第三者が当該Rakuten Casa経由で通信サービスを利用する場合があります。
- 6.指定接続回線が従量制の場合、ご契約の通信量の上限を超えると通信速度が制御される等、ご利用が制限される場合があります。
- 7.Rakuten Casaは、4G LTE 1.7GHzの電波を改善するサービスであるため、4G LTE 1.7GHzに対応していない製品は、Rakuten Casa経由での4G通信サービスが利用できません。
- 8.VoLTE対応機種でVoLTE利用のための設定を行っていない場合、Rakuten Casaは利用できません（Wi-Fi機能を除く）。
- 9.ソフトウェアバージョンが最新でない場合、Rakuten Casa経由では、4G通信サービスが利用できない場合があります。
- 10.指定接続回線の通信品質や周囲の電波状況が変化した場合、その他周囲の環境によっては、電波改善効果が十分に得られない場合や、Rakuten Casa経由で4G通信サービスをご利用できない場合があります。
- 11.設置契約者以外にもRakuten Casaの利用者がいる場合は、設置契約者から1～10までの制限事項についてご説明ください。

## 電波法に関する条件について

1.Rakuten Casaは、電波法に基づき、無線局の免許を取得しています。ご利用については、免許状に記載された事項の範囲内のみで利用が可能となりますので、当社の規定および指示に従っていただきます。

### 免許状記載事項

包括免許人の氏名または名称(当社)、包括免許人の住所、特定無線局の種類、特定無線局の目的、包括免許の番号、包括免許の年月日、包括免許の有効期間、無線設備の設置場所とすることができる区域、運用開始の期限、通信の相手方、包括免許人の事務所、電波の型式、周波数および空中線電力

2.Rakuten Casaの利用にあたり、無線局免許の手続きが必要となるため、当社は総務省へ設置契約者住所(Rakuten Casaの設置場所)等の届出を行います。

3.Rakuten Casaの利用には管理者としてRakuten Casaの運用を行う者(以下、運用者)を定める必要があります。当社は設置契約者を運用者として総務大臣へ届出いたします。また、運用者は過去2年間に電波法および放送法に規定する罰則の適用を受けていないことが条件となります。なお、Rakuten Casa設置契約者に変更があった場合、その旨を同様に総務大臣へ届出いたします。

4.設置契約者の氏名、住所、連絡先電話番号は、無線局免許および運用者の手続きに使用しますので、申込フォームの氏名、住所、連絡先電話番号は正確にご記入ください。

5.Rakuten Casaの操作(コンセントの抜き差しおよび当社の指示によるもの)は運用者のみが行えます。

6.運用者は電波法および関係する法令に従い、Rakuten Casaを適切に運用する義務があります。運用者は、Rakuten Casa設置規約、Rakuten Casa重要事項説明書、Rakuten Casaのクイックスタートガイドおよび当社の指示に従い、運用および操作を行ってください。

7.Rakuten Casaに故障または異常等が確認された場合には、速やかに当社窓口へご連絡ください。当社の指示に従い、Rakuten Casaの電源のOFF/ON等の操作を行っていただくことがあります。また、当社からRakuten Casaの状態等について報告を求められた場合は、速やかにこれに応じていただきます。

8.Rakuten Casaが発射する電波により他の無線局へ混信を与える可能性があります。また、当社が他の無線局との混信防止に関する契約を結んでいる場合があります。そのため、Rakuten Casaは当社が指定する場所でご利用ください。同一居室内での軽微な移動は可能です。ただし、同一建物内で別室等へ移動を希望する場合は、あらかじめ当社へご相談ください。

9.Rakuten Casaの蓋を開ける、またはアンテナを取り替えるなどの改造は電波法違反となりますので、絶対に行わないでください。

10.運用者が電波法に違反する行為を行ったとき、または電波法に基づく指示、命令に従わないときには、運用者が電波法に基づき罰せられる場合があります。

## 禁止事項

1.次に定める行為を禁止します。

- ①Rakuten Casaを設置場所住所以外に移動させること、およびRakuten Casaを日本国外に持ち出すこと。
- ②Rakuten Casaの利用にあたって、「安全上のご注意」に記載された「危険」「警告」「注意」の取扱い注意事項を遵守しないこと。
- ③Rakuten Casaを指定接続回線以外に接続すること。
- ④Rakuten Casaを電波状況改善の目的以外で利用すること、およびRakuten Casaを当社が指定する機器以外に接続すること。
- ⑤Rakuten Casa経由で行われる通信等の機密漏洩等を行うこと。
- ⑥Rakuten Casaの接続構成および設定の変更、Rakuten Casa近辺への造作その他の方法により、Rakuten Casa経由の通信の品質を劣化させること。
- ⑦Rakuten Casaの譲渡、転貸、担保設定その他一切の処分を行うこと。Rakuten Casa(搭載されているソフトウェアを含む)を滅失(紛失、盗難等を含む)、毀損(シール添付、削切、着色等の著しい汚損、分解、改変等を含む)すること。
- ⑧Rakuten Casa以外の設備を毀損し、Rakuten Casa経由の通信の品質を劣化させること。
- ⑨当社の事前同意なくRakuten Casaの電源を長時間OFFにすること、および当社の事前同意なくRakuten Casaの電源のOFF/ON等を行うこと。
- ⑩当社が開示した秘密情報(Rakuten Casaに設定するIDおよびパスワード等)を、第三者に開示すること。
- ⑪Rakuten Casaの電波輻射に影響を与え、Rakuten Casa経由の通信サービスの利用に支障を与えるような行為または造作を行うこと。
- ⑫Rakuten Casaの分解、分析等のリバースエンジニアリングならびにRakuten Casaに搭載されているソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、およびリバースエンジニアリングを行うこと。

2.以上の禁止事項に違反した場合、電波法その他関連法令を遵守しない場合、および総務大臣の命令または当社の指示に従わない場合、設置契約者は、電波法等の関連法令に基づき懲役または罰金に処せられる場合があります。

## 同意事項

設置契約者には、次の項目について同意していただきます。

- ①指定接続回線の終端にRakuten Casaを設置すること。
- ②設置契約者情報を指定接続回線事業者と当社間で開示する場合があること。なお、開示された当該契約者情報は、当該指定接続回線においてRakuten Casaの利用の可否判断および継続のために利用されること。
- ③指定接続回線事業者から求められた場合には、Rakuten Casaを当該接続回線に接続することに関する同意書に同意いただくこと。
- ④指定接続回線に障害が発生した場合または発生したことが疑われる場合には、当社と当該指定接続回線事業者が連絡連携し、当社から設置契約者に対し、当該障害の影響について周知連絡等を行うこと、および、指定接続回線契約者と設置契約者が異なる場合には、指定接続回線契約者から本号の同意を取得すること。
- ⑤指定接続回線の終端にRakuten Casaを設置するにあたり、宅内機器構成に変更が発生する場合があること。
- ⑥設置契約者は自己の責任においてRakuten Casaを利用するものとし、当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、設置契約者または第三者に不利益もしくは損害等が生じた場合であっても当社は一切その責任を負わないものとする。

## その他注意事項

1. 植込み型心臓ペースメーカーおよび植込み型除細動器装着の方は、Rakuten Casaから15cm以上離れてご利用ください。自宅療養などにより医療機関の外で、植込み型心臓ペースメーカーおよび植込み型除細動器以外の医用電気機器を使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。
2. Rakuten Casaを設置する場合、HUBやルーター等の接続機器が追加で必要となることがあります。その場合は、設置契約者にて接続機器をご用意ください。

## Wi-Fi接続について

Wi-Fi接続サービスのご利用期間は、Rakuten Casa本体がお手元に届いてからRakuten Casa設置契約が終了するまでとなります。Rakuten Casa設置契約の終了後、Wi-Fi接続サービスのみのご利用はできませんので、あらかじめご了承ください。

## 個人情報の利用目的について

1. 契約書、申込書により届出いただいた設置契約者の個人情報については、総務省へRakuten Casaの無線局免許および運用者の手続きを行う目的のほか、以下の目的に利用いたします。
2. 当社は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。
3. 当社は、当社ウェブサイト等に掲示する「個人情報の取扱いについて」に定めるところに従って個人情報を取扱い、記載された目的に従って、その遂行に必要な範囲で利用します。  
「個人情報の取扱いについて」は以下をご覧ください。  
<https://corp.mobile.rakuten.co.jp/guide/privacy/>

## 別表 指定接続回線(指定インターネット回線)一覧

<https://network.mobile.rakuten.co.jp/area/rakuten-casa/broadband/index.html>

※Wi-FiはWi-Fi Allianceの登録商標です。